

空き家の有効活用をお考えの所有者の方へ 「空き家情報」を登録しませんか！

空き家の有効活用および定住促進のため、売却・賃貸が可能な「空き家情報」を所有者の方から募集しています。集めた情報は、町のホームページ（南越前町空き家情報バンク）に掲載して町内外の購入（賃貸）希望者にお知らせしていきます。

◆ 空き家をお持ちの方 ◆

《空き家情報バンク登録から契約まで》

① 登録申込み

「登録申込書」「登録カード」を企画財政課へ提出し、申込みます。

② 仲介をする宅地建物取引業者（宅建業者）の選定

所有者の方と入居希望の方との仲介を行う宅建業者の選定を福井県宅地建物取引業協会へ企画財政課から依頼します。
※宅地建物取引業法による手数料が必要です。

③ 町のホームページに掲載

「物件の概要」などを町のホームページに掲載します。

④ 交渉・売買（賃貸）契約

宅建業者を仲介して入居希望の方と交渉・売買（賃貸）契約します。

◆ 空き家へ入居希望の方 ◆

① 空き家情報の取得

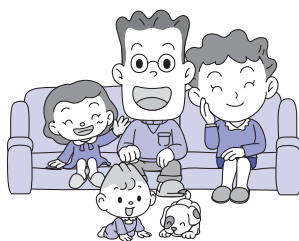
町のホームページから「物件の概要」など空き家情報を取得します。

② 宅建業者に連絡

希望物件があった場合、掲載されている宅建業者に連絡します。

③ 交渉・売買（賃貸）契約

宅建業者を仲介して所有者の方と交渉・売買（賃貸）契約します。



ただいま「空き家情報バンク」に登録中の物件です。
物件については、登録番号を企画財政課までお問い合わせください。

空き家情報バンク登録物件（H23.10.18 現在）



登録番号
湯尾地係 10-10-1
（住宅）
売買



登録番号
牧谷地係 10-09-1
（住宅および土地）
売買



登録番号
糠地係 10-12-1
（住宅および土地）
売買

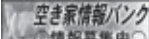


登録番号
今庄地係 10-09-2
（住宅および土地）
売買

※空き家の確認や契約内容に関する交渉などは、宅建業者（仲介業者）を通じて行います。

※購入・賃貸の決定にあたっては、内容などを十分に確かめ、自己の責任で判断してください。

※売買（賃貸）や入居後のトラブルが生じて町では責任を負いかねます。事前によく話し合いをしてください。

詳しくは町ホームページ トップページの  をクリック  してください。

■ 問合せ 企画財政課 ☎ 47-8013 メールアドレス kizai@town.minamiechizen.lg.jp